



“持続可能な養老のまちづくり”

近年、排出するごみの量が増えています。
自分でできることをやってみませんか。

家庭のごみの60%が食品や製品の容器や包装です。これをリサイクルするために容器包装リサイクル法ができました。資源として再利用(リサイクル)すれば費用は生産や販売している事業者が負担することとなっているため、自治体の財源も必要ありません。

資源として再利用(リサイクル)する

資源として再利用できるものには、分別しやすいように下記のマークが付いています。中身を使い切っ
てきれいにして、分別し、資源として再利用しましょう。



プラスチック製容器包装



スチール缶



アルミ缶



ペットボトル(ふたとラベルは



、ラベルは



のものもあり)



紙(お菓子の箱、包装紙)は雑紙として資源回収へ



ダンボール



紙パック(牛乳、ジュースなどのパック)



発泡スチロール、発泡トレイ

ビン：化粧品、農薬が入っていたビンは燃やせないごみへ

カン：スプレー缶、エアゾール缶は缶に穴を開け、燃やせないごみへ

塗料やオイル、ワックスの入っていた缶も燃やせないごみへ

このようなチラシの宣伝文句にだまされてはいけません。



◆ご家庭の廃棄物を回収するには、市区町村の「一般廃棄物処理業許可」や委託が必要です。産業廃棄物処理業の許可や古物商の許可では回収できません。産業廃棄物処理業の許可は、工場や企業の廃棄物を処理するための許可です。古物商の許可は、中古品などの売買を行うための許可です。

◆高額な処理料金を請求された事例もあります。

◆廃家電や粗大ごみなどの廃棄物は、お住まいの市区町村が案内するルールで処分してください。

※回収された廃棄物の不法投棄や不適正な処理・管理により火災が発生するなどの事例が報告されています。

問 生活と環境を考える会 ☎32-2386

住民環境課 ☎32-1104

発泡スチロールの出し方について

発泡スチロールは各地区ごみカレンダーのとおり、決められた集積所に出すことになっています。各集積所に出すことができる発泡スチロールも燃やせるごみなどと同様に一般家庭から出たものに限られます。下記の写真のよう



(事業所などから出たと
思われる発泡スチロール)



(自営業などで使用していたと思わ
れる発泡スチロール・トレイ類)

うな状況では、回収業者も回収ができず、
集積所に残されることになります。

事業所から出た発泡スチロールは産業廃
棄物になりますので、集積所へ出すのでは
なく、産業廃棄物運搬許可を持つ業者への
回収依頼をお願いします。

問 住民環境課 ☎32-1104